

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月25日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第21号

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表東部第四の項の次に次のように加える。

東部第五	150円
------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。